

新潟市臨時職員の介護休業に関する要綱

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市臨時職員に関する規則（以下「職員規則」という。）に規定する2号臨時職員（以下「職員」という。）の介護休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(介護休業の対象者)

第2条 要介護状態にある家族を介護する職員は、この要綱に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、介護休業の承認を請求する時点において、次の各号のいずれにも該当するものに限る。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上であること（任用期間満了後おおむね15日以内に再び任用された場合は、引き続き在職したものとみなす。）

(2) 介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という）から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間にその任期が満了し、かつ当該任期が更新されないことが明らかでないこと

2 前項の要介護状態にある家族（以下「要介護者」という。）とは、負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次に掲げる者（第6号から第9号までに掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）をいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ）

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母、兄弟姉妹及び孫

(6) 父母の配偶者

(7) 配偶者の父母の配偶者

(8) 子の配偶者

(9) 配偶者の子

(介護休業の請求と承認)

第3条 介護休業の承認を受けようとする職員は、介護休業開始予定日及び介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、介護休業開始予定日の2週間前までに任命権者に対し、その承認を請求するものとする。この場合において、介護休業中の職員が任期を更新するにあたり、引き続き介護休業を希望する場合には、更新された任期の初日を介護休業開始予定日として、再度の請求を行うものとする。

2 前項前段の請求は、要介護者1人につき3回までとする。ただし、前項後段の請求をしようとする場合にあっては、この限りでない。

3 任命権者は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(介護休業の期間)

第4条 介護休業の期間は、要介護者1人につき、当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して93日を超えない範囲内において必要と認められる期間とする。

(介護休業の承認の失効等)

第5条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、前条の規定にかかわらず、介護休業は終了するものとする。この場合において、当該介護休業の終了日は、当該各号に掲げる日とする。

(1) 要介護者の死亡等要介護者を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日

(2) 介護休業を承認された職員が、産前産後休暇、育児休業又は新たな介護休業を取得した場合 産前産後休暇、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日

2 前項第1号に掲げる事由が生じた場合には、介護休業を承認された職員は、任命権者に対し、その旨を遅滞なく通知しなければならない。

3 第1項各号に掲げる事由により介護休業が終了した場合、任命権者は、当該介護休業の承認を取り消すものとする。

(介護休業の効果)

第6条 介護休業をしている職員は、介護休業を開始していた時就いていた職又は介護休業

の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

2 介護休業をしている期間については、賃金等を支給しない。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 職員は、介護休業の取得を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。